

アイシン工業 補償制度のご案内

弊社では、レンタル機械・車両を使用中の事故又は盗難時のお客様のご負担を軽減するために、補償制度を設けております。昨今レンタル機械・車両の盗難事件が各地で発生しております。
また、工事現場において 建設機械の物損事故・人身事故等が発生しますと、多額な賠償責任を負うリスクが増大しております。

《補償概要》

1. 自動車補償

レンタル車両(ダンプカー・タイヤショベル等登録No付車両)使用・管理中における車両損害事故および第三者身体・財物に対しての賠償責任事故を補償します。

2. 動産補償

レンタル機械(クローラー式パワーショベル・ブルドーザー等登録Noがないもの)を使用・管理中に発生した偶発的な事故による当該建機に損害が発生した場合、又は火災、盗難などの損害を補償します。

3. 賠償責任補償

レンタル機械(クローラー式パワーショベル・ブルドーザー等登録Noがないもの)を使用中に発生した不慮の事故によって、第三者へ損害を与の身体や財物に損害を与え、法律的に賠償責任を負った場合に被る損害の補償をします。

① 補償期間

弊社出庫日から弊社入庫日までの期間の全日数を補償します。

② 補償料

お借りいただくレンタカー・建設機械ごとに申し受けます。(別紙料金表をご参照ください)

③ 免責

補償対象事故、1事故ごとにお客様にご負担頂く金額です。

(1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。)

④ 休業補償

レンタカーおよびレンタル機械の全損・修理期間中の休業損害については別途請求させていただく場合がございます。

《自動車補償》

1. 補償内容

①【対人賠償責任補償・対物賠償責任補償】

レンタル車両の通常の操作・使用上でのミス、過失により第3者を死傷させた。または第3者の財物に対し発生した損害の負担すべき法律上の損害賠償責任を補償します。

②【搭乗者傷害】

レンタル車両の通常の操作・使用上でのミス、過失により事故が発生し、通常乗車中の方が死傷されたり後遺症を負った場合に補償されます。

③【車両損害】

レンタル車両の保管中又は使用中における通常の運転中に発生した事故または、盗難、いたずら、火災爆発等による車両の損害を補償します。

2. 補償の対象にならない場合

【対人賠償責任補償・対物賠償責任補償】

- ① 運転者の方また死傷された人がその父母、配偶者、お子様、同居の家族、会社の同僚の場合、また賠償責任を負った方の前記と同様な関係者の場合。
- ② 運転者の会社(共同作業従事者を含む)および個人が所有・使用・管理する財物の損害。
- ③ お客様の請け負っている工事対象物及び発注者の財物の損害
- ④ 所轄警察署へ事故を届けていない場合。
- ⑤ 補償を受けられる方の故意によって生じた損害。
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。
- ⑦ 台風、洪水または高潮によって生じた損害。など

【搭乗者傷害補償】

- ① 補償を受けられる方の故意または重大な過失によって生じた傷害。
- ② 無免許運転または酒気帯び、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合。
- ③ 正規の乗車位置以外(荷台など)に乗車中の事故による傷害。
- ④ 対人・対物賠償責任補償の④～⑦の場合

【車両損害補償】

- ① 始業点検を怠った使用によって発生した損害。
- ② タイヤなどの消耗品、クラッチの摩耗・焼き付き、バケットなど作業機や荷台、あおりなどの損害。
- ③ 故障損害や電気的事故・機械的事故による損害(レンタル車両使用者の不注意によるエンジン焼付きなど)。
- ④ 誤った使用方法または機械の能力を超えた使用(クレーン能力、過積載など)による損害。
- ⑤ 欠陥、摩滅、腐食、さび、虫食い、その他自然の消耗による損害。
- ⑥ クレーン付車両・高所作業車のブーム、アウトリガーを定位置に格納していないことにより発生した損害。
- ⑦ 生コン・アスファルトの付着などの汚損。
- ⑧ 駐車ブレーキのかけ忘れによる損害。
- ⑨ 管理上の不備(鍵を付けたままでの)による盗難。
- ⑩ 対人・対物賠償責任補償の④～⑦の場合

3. 補償金額および免責額

対象機種	補償金額		免責金額
軽トラック、ダンプカー クレーン付トラック 高所作業車 散水車	対人賠償責任	無制限	0円
	対物賠償責任	無制限	10万円
	搭乗者傷害	1,000万円	0円
	車両損害	実損額	10～50万円
ホイール式バックホー タイヤショベル ローラー等 登録ナンバー付重機	対人賠償責任	無制限	0円
	対物賠償責任	無制限	10万円
	搭乗者傷害	1,000万円	0円
	車両損害	実損額	10～70万円

《動産補償》

1. 補償内容

レンタル機械(クローラー式パワーショベル・ブルドーザー等登録No がないもの)を使用・作業又は保管中に発生した偶発的な事故による当該建機に損害が発生した場合、または火災・盗難などの損害を時価額を上限に補償します。

2. 補償対象事故

- ① レンタル機械の通常使用・作業中に発生した不慮の事故による損害(火災を含む)。
- ② レンタル機械を管理中の火災・盗難による損害
- ③ レンタル機械を運送中の事故による損害

3. 補償の対象にならない場合

- ① 仕業点検を怠った使用によって発生した損害。
- ② 作業機(バケット、ツース、排土板、カッターの刃、チゼルなど)の消耗品の損害
- ③ タイヤ、ゴムクローラーなどの単独損害 管路類およびガラス類
- ④ 自然損耗または内在する欠陥、カビ、サビ、腐食、変質、虫食い等による損害。
- ⑤ 燃料の種類または混合油の混合比の間違いによる損害。
- ⑥ 水ポンプなどの凍結による損害。
- ⑦ 生コン・アスファルトの付着などの汚損。
- ⑧ 管理上の不備(鍵を付けたままでの)による盗難。または詐欺、横領などにより発生した損害。
- ⑨ 故意による事故または重大な過失・法令違反(無資格、飲酒運転など)があった場合。
- ⑩ 置き忘れ、紛失による損害。
- ⑪ 事故の原因が地震、噴火、津波による損害。
- ⑫ 事故の原因が台風、暴風雨等の水災による損害。

※盗難の場合は所轄警察署への届出がないと補償の対象にはなりません。

対象機種	補償金額	免責金額
クローラー式パワーショベル ブルドーザー・キャリアダンプ 登録ナンバーのない機械	対象機械の時価額を上限に補償します。	機種により 部分損 3万円～30万円 全 損 5万円～90万円

※敷き鋼板は対象外となります。

《賠償責任補償》

1. 補償内容

レンタル機械(クローラー式パワーショベル・ブルドーザー等登録Noがないもの)での使用・作業中に発生した偶発的な事故により、第三者の身体・財物に発生した法律上の賠償責任を賠償責任補償の範囲内で補償します。

2. 補償対象事故

- ① レンタル機械での作業中の操作ミスによって生じた事故。
- ② レンタル機械の積み込み・積み卸し中のミスによって生じた事故。

3. 補償の対象にならない場合

- ① 事故を起こされた方と死傷された人の関係が父母、配偶者、お子様、同居の家族、会社の同僚の場合。
- ② 被保険者および下請負人などの所有、使用、管理する財物に与えた損害。
- ③ 被保険者が請負っている工事対象物そのものの損害又は、それに使用する資材に与えた損害。
- ④ 地下・基礎・掘削工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動、土砂崩れ、軟弱化もしくは土砂の流出、流入による土地の工作物、その収容物等の損壊および地下水の増減による損害。
- ⑤ 故意による事故または重大な過失・法令違反(無資格、飲酒運転など)があった場合。

- ⑥ 戦争、暴動、労働争議に起因する損害および地震、噴火、津波またはこれらに類似の自然現象によって生じた損害。
- ⑦ 契約不履行等で生じる工事遅延による賠償金等の間接的な損害。
- ⑧ 汚染物質の公共水域への排出・流出・拡散・放出又は漏出等によって生じた損害。

対象機種	補償内容			免責金額
クローラー式パワーショベル ブルドーザー・キャリアダンプ 登録ナンバーのない機械	対 人	1 名	1.5億円	5万円
		1事故	4.5億円	
	対 物	1事故	2,000万円	5万円
	搭乗者	1 名	1,000万円	5万円

※敷き鋼板は対象外となります。

《万一事故が起こったときには》

1. 負傷者の救護を最優先してください。

事故によって負傷された方がいる場合は、医師への連絡、救急車の要請、応急処置などできるかぎりの救護をおこなってください。

2. 路上や工事現場での2次災害・事故防止を

交通事故が発生した場合は、事故の続発を防止するため車両を安全な場所へ移動してください。
また工事現場内の事故の場合も同様に損害が拡大しないように応急措置をおこなってください。

3. 警察へ届出

自動車事故、盗難事故の場合は必ず所轄警察署へ届出てください。
その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

4. ただちに弊社までご連絡を

- ① 事故発生の日時
- ② 事故発生の場所
- ③ お客様の会社名・氏名・住所・連絡先・運転者氏名・お客様との関係・運転免許証・資格者証のコピー、
事故車の管理番号または登録番号、損害の程度
- ④ 事故の状況（交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども）
- ⑤ 相手の住所、氏名、会社名、連絡先、負傷の程度、病院名・電話番号
自動車事故の場合 - 車名、登録番号、損害内容、修理工場
その他被害物の場合 - 被害物名、損害内容、修理業者名・電話番号
- ⑥ 搭乗者にケガがある場合 - 負傷者名、負傷の程度、病院名・電話番号

※人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをしてください。

※注

- ① 弊社の承諾なしになされた修理にかかる費用はお支払いできない場合があります。
- ② 弊社にご相談なく当事者間での示談交渉は補償の対象外となる場合があります。